

医療法人 パテラ会 月夜野病院  
通所リハビリテーション 及び 介護予防通所リハビリテーション 料金表

## 1 通所リハビリテーション

## (1) 通所リハビリテーションサービス費の内訳

区分	項目	金額	備考	
基 本 料 金	1 時間以上 2 時間未満	要介護 1	329 円/日	※個別リハを20分以上実施した場合に算定
		要介護 2	358 円/日	
		要介護 3	388 円/日	
		要介護 4	417 円/日	
		要介護 5	448 円/日	
	2 時間以上 3 時間未満	要介護 1	343 円/日	
		要介護 2	398 円/日	
		要介護 3	455 円/日	
		要介護 4	510 円/日	
		要介護 5	566 円/日	
	3 時間以上 4 時間未満	要介護 1	444 円/日	
		要介護 2	520 円/日	
		要介護 3	596 円/日	
		要介護 4	673 円/日	
		要介護 5	749 円/日	
	4 時間以上 6 時間未満	要介護 1	559 円/日	
		要介護 2	666 円/日	
		要介護 3	772 円/日	
		要介護 4	878 円/日	
		要介護 5	984 円/日	
6 時間以上 8 時間未満	要介護 1	726 円/日		
	要介護 2	875 円/日		
	要介護 3	1,022 円/日		
	要介護 4	1,173 円/日		
	要介護 5	1,321 円/日		
各 種 加 算 ・ 減 算	入浴介助加算	50 円/日	入浴中に利用者の観察を含む介助を行った場合	
	リハビリテーション マネジメント加算(I)	230 円/月	月4回以上通所リハビリを提供の場合	
	リハビリテーション マネジメント加算(II)	1,020 円/月	開始日から6月以内	
		700 円/月	開始日から6月超	
	短期集中個別リハビリテーション 実施加算	110 円/日	退院(所)日又は、認定日から起算して3月以内の期間に個別リハを集中的に行った場合	

別表 1 (続き)

区分	項目	金額	備考
各種加算・減算	認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	240 円/日	退院(所)日又は、通所開始日の属する月から起算して、過去3月間に認知症短期集中リハビリテーション実施加算を算定していない場合(週2日を限度)
	認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)	1,920 円/月	退院(所)日又は、通所開始日の属する月から起算して、過去3月間に認知症短期集中リハビリテーション実施加算を算定していない場合(月4回以上実施)
	生活行為向上リハビリテーション実施加算	2,000 円/月	利用開始月から起算して3月以内
		1,000 円/月	利用開始月から起算して3月超6月以内の場合
	生活行為向上リハビリテーション減算	基本料金 ×15/100 円/日	生活行為向上リハビリテーションの提供終了後の翌日から6月間に限り1日につき所定単位数の15/100に相当する単位数を所定単位数から減算する
	若年性認知症利用者受入加算	60 円/日	利用者ごとに担当者を定め、その者を中心に、利用者の特性やニーズに応じたサービスの提供を行った場合
	栄養改善加算	150 円/回	栄養管理を行った場合(月2回を限度)
	口腔機能向上加算	150 円/回	口腔機能向上マネジメントを行った場合(月2回を限度)
	重度療養管理加算	100 円/日	要介護3, 4, 5の方で、厚生労働大臣の定める状態にある利用者に対して計画的な医学的管理を継続して行い、かつ療養に必要な処置を行った場合
	中重度者ケア体制加算	20 円/日	中重度者を積極的に受け入れ、在宅生活の継続に資するサービスを提供するため、看護職員又は介護職員を指定基準よりも常勤換算法で1以上加配している場合
	社会参加支援加算	12 円/日	通所リハビリテーションの利用によりADL、IADLが向上し社会参加を維持できる他のサービス等に移行するなど、質の高い通所リハビリテーションを提供している場合
	理学療法士等体制強化加算	30 円/日	常勤かつ専従の理学療法士等を2名以上配置した1時間以上2時間未満のサービスを提供した場合
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	18 円/回	介護職員の50%以上が介護福祉士である場合
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	12 円/回	介護職員の40%以上が介護福祉士である場合
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	6 円/回	利用者にサービスを直接提供する職員の30%以上が勤続年数3年以上である場合
	送迎減算 (片道につき)	-47 円/日	事業所が送迎を行わない場合
同一建物減算	-94 円/日	事業所と同一建物に居住する者又は、事業所と同一建物から通う者	

## (2) その他費用の内訳

項 目	金 額	備 考
通常の事業実施地域外の送迎費	50 円/km	10 km以上、1 km毎に

※この料金表の表示金額は負担割合が1割の場合の利用金額です。  
介護保険負担割合証の負担割合により利用金額は異なります。

## 2 介護予防通所リハビリテーション

## (1) 介護予防通所リハビリテーションサービス費の内訳

区分	項 目	金 額	備 考
基本料金	要支援 1	1,812 円/月	
	要支援 2	3,715 円/月	
	要支援 1	60 円/日	日割り計算の場合（月単位数を30.4で割った値）
	要支援 2	122 円/日	日割り計算の場合（月単位数を30.4で割った値）
各種加算・減算	運動器機能向上加算	225 円/月	理学療法士等が共同して利用者の運動器機能向上に係る個別計画を作成し、これに基づく適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直し等の一連のプロセスを実施した場合
	栄養改善加算	150 円/月	低栄養状態にある、又はおそれのある利用者に対し管理栄養士等が共同して栄養ケア計画を作成し、これに基づく適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直し等の一連のプロセスを実施した場合
	口腔機能向上加算	150 円/月	口腔機能が低下している又はそのおそれのある利用者に対して、言語聴覚士等が口腔機能改善のための計画を作成し、これに基づく適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直し等の一連のプロセスを実施した場合

別表 1 (続き)

区分	項目	金額	備考	
各種 加算・ 減算	選択的サービス複数実施加算 (I)	480 円/月	運動器機能向上加算、栄養改善加算及び口腔機能向上加算のうち2種類のサービスを実施し、かついずれかを月2回以上実施している場合	
	選択的サービス複数実施加算 (II)	700 円/月	運動器機能向上加算、栄養改善加算及び口腔機能向上加算の3種類のサービスを実施し、かついずれかを月2回以上実施している場合	
	若年性認知症利用者受入加算	240 円/月	利用者ごとに担当者を定め、その者を中心に、利用者の特性やニーズに応じたサービスの提供を行った場合	
	同一建物減算	要支援 1	376 円/月	事業所と同一建物に居住する者又は、事業所と同一建物から通う者
		要支援 2	752 円/月	
	事業所評価加算	120 円/月	厚生労働大臣が定める基準に基づいて、選択的サービスを実施した場合	
	サービス提供体制強化加算 (I) イ	要支援 1	72 円/月	介護職員の50%以上が介護福祉士である場合
		要支援 2	144 円/月	
	サービス提供体制強化加算 (I) ロ	要支援 1	48 円/月	介護職員の40%以上が介護福祉士である場合
		要支援 2	96 円/月	
	サービス提供体制強化加算 (II)	要支援 1	24 円/月	利用者にサービスを直接提供する職員の30%以上が勤続年数3年以上である場合
		要支援 2	48 円/月	

## (2) その他費用の内訳

その他費用については通所リハビリテーションサービスに準じます。

※この料金表の表示金額は負担割合が1割の場合の利用金額です。  
介護保険負担割合証の負担割合により利用金額は異なります。